

**長野県告示第736号**

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出を撤回しました。

平成23年10月31日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	撤 回 日
小島病院	長野市大字南長野諏訪町518番地	平成23年10月31日
医療法人安藤外科整形外科	長野市高田363番地	〃

医療推進課

**長野県告示第737号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月31日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

北佐久郡御代田町大字広戸字高根下11の1、字上岩下63の1、63の3、64の3、93、字黒岩108の1、122の3、字岩黒岩110の4、字西畠177の1、187の6、字道陸神233の1、233の3、233の7、233の10、233の12、字上滝沢312の1、312の4、329の1、330の1、330の2、358、362の1、365の1、365の2、367の1から367の3まで、字和田625から627まで、628の2、629の1、630の1、636、638、639、642、644の1、644の2、字内城648の2、662の2、670の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び御代田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第738号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月31日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字和合682の1、683の1、683の2

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第739号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月31日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字西條1766の4

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第740号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月31日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字西條1766の7

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて総覧に供する。）

**森林づくり推進課**

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年10月31日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成23年10月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ごかの風

3 代表者の氏名

園原幸子

4 主たる事務所の所在地

下伊那郡阿智村伍和482番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、地元で採れる食材の活用を通じて地域の食文化を地域内外へ伝え、誰もがつながりをもって楽しく暮らせる地域づくりを行うことを目的とする。

**県民協働・NPO課**

**長野県告示第741号**

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成23年10月31日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備）

2 作業期間

平成23年11月29日から平成24年3月31日まで

3 作業地域

中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、上伊那郡宮田村

**建設政策課**

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年10月31日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成23年10月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信濃あすなろ会

3 代表者の氏名

戸谷隆典

4 主たる事務所の所在地

長野市松代町東寺尾3944番地

5 定款に記載された目的

この法人は、「自立生活支援が必要な児童」に対して、業務教育終了後の自立を図るため生活の基盤となる住居を提供し、児童の日常生活上の相談援助・就労支援を行い、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

**県民協働・NPO課**